

# 青森県報

第四千四百九十七号

平成三十年  
九月三日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

○青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条  
例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額  
を定める規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力  
開発課) ……一

### 告示

○技能検定試験の施行……………

(労政・能力  
開発課) ……一

### 公告

○保安林皆伐許容面積の限度……………

(林政課) ……二

○青森県労働委員会第四十七期委員の推薦……………

(労政・能力  
開発課) ……五

○建設業者の許可の取消し……………

(上北地域  
民局) ……六

## 規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第四十一号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「木型製作」を削り、「製版」を「プリプレス」に改める。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 青森県告示第六百十八号

平成三十年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 実施職種

#### 1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

#### 2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調

和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、和裁(和服製作業)、プリプレス(DTP作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、建築大工(大工工工作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工工作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工工作業)、防水施工(改質アスファルトシート工法防水工工作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工工作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工工作業)、ガラス施工(ガラス工工作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工工作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

二 実施期日

1 実技試験

平成三十年十二月三日(月)から平成三十一年二月十七日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成三十一年一月二十七日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成三十一年二月三日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、

プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、みそ製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

(三) 平成三十一年二月十日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成三十年十月一日(月)から同月十二日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会が配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七―七三―四一九四―一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三八―五五六―)に問い合わせること。



青森県告示第六百十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成三十年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保安林種
一五六・七二	一三八・〇三	九一八・八三	四四七・五九	五六九・五五	一四四・八〇	八五九・六〇	一、〇九五・三九	七一四・四〇	九九六・二一	四〇九・四九	三七〇・一四	一、〇〇二・二六	四八七・七七	一、三四五・四一	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	九〇・七八	〇・七二	九九・八四	二四・三四	一四七・四三	一七四・四八	一九・〇六	七八・二九	四二・〇六	一〇・七〇	二八四・四八

上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	二二・八九六	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇

上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇六・〇四	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六

十和田市	〃	〇・三八
三沢市	〃	三・二四
八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	三・七六
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	一五九・一六
南部地区	〃	九八・五二

公 告

青森県労働委員会第四十七期委員の推薦

青森県労働委員会第四十六期委員の任期が平成三十年十一月七日で満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成三十年十一月八日に第四十七期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成三十年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成三十年九月四日から同年十月三日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会  
労働者  
使用者  
委員候補者推薦書

青森県知事 三村申吾 殿

年 月 日

推薦団体

住 所

称 代 及  
名 代 表  
び 氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の  
使用者  
労働者

代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所 属	社 会	住 所
氏 名	年 齢	所 属	組 合	所 属
氏 名	年 齢	所 属	社 会	住 所
氏 名	年 齢	所 属	組 合	所 属

(第2号様式)

候補者調書

- 1 氏名及び生年月日
  - 2 本 籍
  - 3 現 住 所
  - 4 学 歴
  - 5 職 歴
  - 6 労働関係の略歴
- (主な学歴を年月日を付して記入すること。)  
(主な職歴を年月日を付して記入すること。)  
(年月日順に記入すること。)

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東塗装工業株式会社

二 代表者の氏名 東敏明

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十三番町六三の八

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ九)第五〇六五五号

五 取消年月日 平成三十年八月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭